入札公告の変更

平成26年６月６日
契約担当職　日本中央競馬会
競馬学校副校長　坂本　浩治
◎調達機関番号　236　◎所在地番号　12
○26 日競学調第１号
１　掲載日　平成26年５月20日（号外政府調達第91号）
２　変更内容　13ページ４段目「入札公告」について、１調達内容⑵購入等件名及び数量②中、「麦稈」を「ワラ」に変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年６月６日
日本郵便株式会社西日本物流センター長
乾　　淳一
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　28
１　掲載日　平成26年４月18日（号外政府調達第72号・15ページ）
２　件名　「日本郵便株式会社西日本物流センターで使用する電気（予定）984,000kWh」
３　訂正内容　⑴１⑵中、「（予定）984,000kWh」を「（予定）858,000kWh」に訂正します。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
平成26年６月６日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　大野　正人
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第 15 号
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　伊万里港（七ツ島地区）道路（橋梁）詳細設計
⑶　業務内容　本業務は、伊万里港（七ツ島地区）臨港道路について、道路予備（修正）設計、交差点予備設計及び橋梁詳細設計を行うものである。
⑷　履行期間　契約締結日から平成27年３月25日まで
⑸　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）又は予決令第85条の基準に準じて九州地方整備局（港湾空港関係）が予定価格100万円以上1,000万円以下の業務に定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑹　本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等（「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」を含む）について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無にかかわらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける試行業務である。
⑺　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
２　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
１）単体企業
①　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　九州地方整備局（港湾空港関係）における平成25・26年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。
なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
③　九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
④　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
２）設計共同体　１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年６月６日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより九州地方整備局副局長から伊万里港（七ツ島地区）道路（橋梁）詳細設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。
ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑵　入札参加者を選定するための基準　次のものを勘案するものとする。
①　当該部門のコンサルタント登録、業務実績、業務成績、表彰の有無
②　配置予定管理技術者の経験及び能力資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無
③　事故及び不誠実な行為による措置状況
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。
②　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
③　上記において評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
⑵　総合評価の評価方法
①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
③　技術評価点の算出方法　技術提案書等の内容に応じ、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、Ⅳについては本業務の予定価格が100万円以上の場合に評価項目とする。なお、技術評価点の配分点は60点とする。
Ⅰ．配置予定技術者の経験及び能力
Ⅱ．実施方針
Ⅲ．技術提案
Ⅳ．技術提案等の履行確実性
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。